

請求人陳述調書

事件番号	白監第22号住民監査請求（白子町長林和雄氏に関する措置請求） 令和3年2月26日受理
日時	令和3年3月23日（火）午後2時～午後3時4分
場所	白子町役場3階 委員会室A
出席者	請求人 [REDACTED]
	監査委員 前田 一郎
	事務局 大矢 務
発言内容（記録）	
別紙 発言記録書のとおり	
作成者	白子町監査委員事務局 大矢 務 

○事務局長　じゃ、監査委員さん、請求人さん、どちらもよろしければ始めさせていただきます。

それでは改めまして、本日はご苦労さまでございます。

令和3年2月26日付けで受理をいたしました白子町職員措置請求書、白子町長林和雄氏に関する措置請求に関します意見陳述をたゞいまより始めさせていただきます。なお、昨日、3月22日付けで、請求人より新たな証拠資料の提出がございましたことを申し添えさせていただきます。

それではここからの進行につきましては、監査委員の進行により執り行わさせていただきます。監査委員よろしくお願いいたします。

○前田監査委員　改めましてこんにちは。監査委員をやらさせていただいております前田一郎と申します。

請求人の……。

○請求人　[REDACTED]です

○前田監査委員　[REDACTED] 様ですか。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○請求人　こちらこそよろしくお願いいたします。

○前田監査委員　座って進行させていただきます。

○請求人　もちろん、はい。

○前田監査委員　それでは早速でございますけども、今回の次第に載っております意見陳述ということで、これから始めさせていただきたいと思っております。

先ほど事務局長からお話がありましたけれども、請求人から証拠の提出及び陳述につきまして、去る2月26日受理いたしました白子町職員措置請求書、白子町長林和雄氏に関する措置請求に記載されました請求の要旨及び追加資料の、昨日提出していただきました追加資料の補足説明ということでこれからやるものでございます。従いまして、今回の請求の趣旨の範囲を超える陳述はできません。また、範囲を超えてなされた陳述は採用できませんので、ご了承願いたいと思います。

なお、先ほどからお話がありましたけれども、記録の整合性といいますか、期するために録音させていただきますのでご承知ください。

今回の進め方としまして、まず請求内容の範囲内での請求人に監査請求の補足説明をいただき、その後、監査委員から請求内容を確認するための質問をさせていただくような段取りで進めていきたいと思っています。

なお、陳述は質疑応答を含めまして1時間以内を考えておりますので、円滑な進行にご協力をお願いしたいと思います。

それでは早速でございますが、陳述を始めていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○請求人 よろしく申し上げます。

○事務局 よろしく申し上げます。

○請求人 これだけ距離が離れてるので、ちょっと声がこもるので、マスクをこのままでしてもよろしいですか。

○前田監査委員 大丈夫です。

○請求人 ありがとうございます。

ただいま前田監査委員からのお話に沿って、あくまでも今回の申請内容に基づくこちら側からの、既に提出している内容から、基本的には書面で出していますので、もう既にご承知と理解していますが、改めて読み上げる形で説明をさせていただきます。

昨日、新たな追加資料ということで、非常に今回の住民監査請求にまつわる根本的な新たな陳述を2件、それと最近の住民監査請求にまつわる裁判の判例等々をご紹介します中で、あくまでも前田監査委員がおっしゃった、このテーマに沿った内容を述べたいと思います。

それでは、お手元にある2月26日に受領された白子町職員措置請求書、これをもう既にお目通しいただいてるので、ポイントを絞って、少々早口になりますが改めて述べたいと思います。

■白子町町長林和雄氏に関する措置請求の要旨。

第1、請求の要旨。請求の趣旨。1番、白子町町長林和雄氏は、町税である固定資産税の賦課徴収に当たり、農家の有する償却債務にかかる固定資産税を賦課すべきところ、その職務権限を適正に行使すれば、公金の賦課徴収をなしうるにもかかわらず、故意にそれをしていない。公金の賦課徴収を怠る事実、これはもう既にエビデンスを添えて、これまでの流れは既にもうご承知のとおりです。

2番、それにより白子町は、本来得られるべき税収を得られず、被害をこうむっている。

3番、よって、今回、町長に対し、賦課決定権、地方税法第17条の5を有する法定の期限翌日から起算して5年ないし7年を経過しない、課税客体を有する納税義務者については、調査の上、賦課徴収することに是正させることを求める。

また、町は、賦課決定権を失った税収相当額について、その損害の賠償を町長へ請求する

よう求める。

2番、本件住民監査請求の請求根拠についてです。

1番目、本件請求における具体的事実の指摘。読みましょう。白子町議会議員から令和2年12月、白子町議会令和2年第4回定例会においてされた償却資産にかかる一般質問に対し、町長ないし町税、町税務課長の答弁によれば、農業経営者の償却資産申告件数は3件のみのことであった。かかる答弁によれば、3件を除いた農業経営者のほとんどが償却資産の申告を行っておらず、本来、町長がすべき固定資産税の賦課を怠っている事実は明らかである。

この点、住民監査請求においては、農業経営者のそのほとんど全て申告をしていないことが明らかであっても、その請求に当たり具体的事実の指摘を要するとされることから、以下、3名以上の特定の人物を対象とした監査請求をしなければならないと承知している。

そこで、当方、私を含めた有志の住民が、複数の住民に対し、償却資産課税について聞き取り調査を実施しました結果、未申告である農業経営者が数多く散見された。そのうち、償却資産申告がされていない蓋然性、高い蓋然性があり且つ公職、これが一つのポイントです。公職ないし公職にあった者を本件請求の対象者とすることにしました。

本件請求によって町長が職務権限を適正に行使すれば、公金の賦課徴収をなしうるにもかかわらず、故意にそれをしていないと主張する対象者を、以下5名としました。

白子町長林和雄氏、白子町議会議員今関勝巳氏、 氏、 氏、それと、白子町前副町長 氏。親族名義を含む、という内容になっています。

これは後ほど申し上げる、昨日こちらに提供した新事実の証拠提供ということで、まさにこの 氏に関する陳述を、この後改めて申し上げたいと思います。

その次の2番目、固定資産税賦課における町長の不作為について。

ア、確定申告書作成の支援により申告義務者の償却資産の全てを把握できていたこと。

町税務課では毎年確定申告書作成の支援を行っており、特に個人の農業経営者の多くは、税務署ではなく町役場の税務課で申告書の作成を行っている。その際、申告書の作成支援において、税務課は農業経営者の課税客体となるべき償却資産の全てを直接として詳細に把握している。

これは、他機関である税務署が保有する申告書を、税務署へ回覧を要求し、請求し、課税客体を把握するといった煩雑な手続を経ずとも、町が保有している資料により直接償却資産の存在を把握できているものである。

町はかかる申告の受付により、償却資産を取得時期、取得価格等を含め把握しているにも

かかわらず、かかる資産に対して何ら調査、課税を行っていない。

イ、補助金交付により償却資産を把握できていたこと。町主要産業の一つである農業について、町では多くの補助金等を農業経営者へ交付している。

とりわけ、ガラスハウスの建設に係る補助金の交付については、多額の補助金交付申請に当たり、町は補助金交付者の取得資産を取得時期、取得価格等を含め、把握している。これについても、かかる資産に対して何ら調査、課税を行っていない。

この点については、新たに昨日の持ち込んだ追加の証拠により、個別具体的に指摘をすることができる状況になっているので、これは後ほど触れます。

次、ウ、明らかに不自然な償却資産申告受理件数にもかかわらず、税務調査及び職権による強制的な賦課を怠ってきたこと。

ア、町の農業経営者について農林水産省が実施した2020年農林業センサス調査によれば、町の農業経営者数は388事業者。うち、個人が376名、法人等12団体。

イ、農業経営者の申告率について。

町議会議員から、償却資産課税に関してなされた議会一般質問に対し、町当局の回答によれば、農業者の償却資産の申告件数は法人を含め3名しかなく、その申告率は僅か0.8%にも満たない。

ウ、税務調査を実施していないこと。

町長は、地方税法第353条及び第408条に基づく調査や、第354条の2に基づき、固定資産税賦課にかかる調査を行う権限があるが、400名弱ある農家のうち、申告者が僅か3名のみという極めて不自然な申告者数にもかかわらず、議会での町当局の答弁によれば、自主申告を促しているところでありまして、今後もそういうふうにしていきたい。申告を促すように努力。私は性善説をとっております等と主張している。その主張によれば、性善説により、自主申告のみの賦課しか実施せず、職権による賦課は今までも、そして今後行うつもりはないと答弁したと解せる。

エ、課税客体及び賦課遺漏を把握しながらそれを是正することなく、従前のとおり賦課しないことを了としたこと。

議会議員から農家の償却資産課税について、他の市町村から白子町はどういう形でやっていますかという問い合わせが数年前にありました。あった中で町長に伺ったら、今まででよかんべや、と、この一言でずっと経過してきたとの一般質問に対し、町長は、私は決して今まででもよかんべなんていう言葉でやったつもりはありません。やはり、各市町村、いろん

な形でやっておりますので、よそと同じような形であれば問題ないんじゃないか、ということの記憶があります、と、他の市町村が賦課をしていないのであれば、白子町も賦課しないことを了としたと解せる答弁をしていた。

他の市町村による照会に対し、議会答弁によれば、法に反してでも課税しないことを問題ないんじゃないかとしたことは、違法ないし不当性を自認したものである。

仮に、当時賦課していなかった事実が故意ではなく課税遺漏だったとしても、他の市町村から照会された時点で課税すべき事実を認識していたことを、議会の答弁上認めている。

しかしながら現在に至るまで、職権による賦課決定権を行使することに至っていない。

上記のとおり、町長の問題ないの一言により、賦課根拠となる資料を町が保有し、課税客体を把握しているにもかかわらず、町は法令に基づかず、固定資産税を賦課徴収せず、自主的に申告した者のみに賦課を行っている。

したがって、町における償却資産課税は自主的に申告した者には課税され、申告を怠るまたは故意に申告をしない者に対しては申告を促されるのみで、税務調査等による職権課税がなされていないのが現状である。

総括。このように町長は、農家の固定資産税についてその課税客体を把握していながらも、問題ないと黙認し、あえて償却資産の賦課を行っていない。

思うに、町長自身や町長の支持母体に農業関係者が多くいることから、農家に対する課税については政治的目的を持って黙認しているものと思われる。すなわち、町長は、職務権限を適正に行使すれば、固定資産税を賦課徴収なしうるにもかかわらず、故意にそれをしていないことは以上の点から明白である。

結論。よって請求人は、白子町監査委員に対し、地方自治法第242条第2項の規定に基づき、別紙事実証明書を添付し、請求の趣旨、記載のと通りの厳正な措置を請求する。

請求者、白子町住民[黒塗り]。令和3年2月26日、白子町監査委員。

ということで、今申し上げた内容が主な内容で、それを補填するエビデンスについてはもう既にお手元にやっているとおりで、限られた時間でこれに言及するのは時間的に間に合わないということで、既に提出している内容については今口頭で申し上げたとおり、この内容については特に変更する意思もないので、これはこれで検討いただきたいと思います。

引き続いて、事務局の大矢さんからお話があった、昨日の夕刻こちらに持ってきた追加資料について、書面をもとにできるだけ分かりやすく、補足をしながら述べたいと思います。

白子町町長林和雄氏に関する措置請求における追加資料の提出について。

まず1つ目。3法人、これは後ほど述べますが3法人の固定資産税が課税客体を把握されながらも、課税されていないこと。

○請求人　そうですね。

また、東海林氏が町議会一般質問において、当該ガラス温室への課税をしなくてもよいとするのであれば、その根拠を示すよう問われたものの、町当局は明言を避けている。

これは資料、議事録の中でも林町長の答弁はそのまま記載されているので、それを見れば一目瞭然、いわゆる明言を避けているのは明らかであります。

そもそもガラス温室ハウスは、一般的に家屋としての要件を充足していることから、償却資産ではなく、家屋として固定資産税を課すべきである。家屋としても、課税客体になることを前提とすれば、仮にガラス温室を当該3法人が法人税法上の減価償却資産として計上していないことを理由として、当該資産が課税対象でなくなるものではなく、家屋の存在そのものによって固定資産税が課せられるべきである。これはもう当然の、税法の解釈として広く周知されているというものです。

続けます。仮に、ガラス温室ハウスを家屋ではなく償却資産として見た場合であっても、税を課税しない理由は町当局においても曖昧であり、租税法における合法性の原則に反する。したがって、〇〇氏の説明は誤ったものであり、当該３法人が所有する家屋については固定資産税を課税すべきであり、また、今まで課税を怠っていたことがわかる。

さらに続けます。2、 前副町長の未申告の事実及びその経緯に町が関与していたこと。

本町白子町住民である〇〇氏の陳述によれば、〇〇氏が償却資産について未申告である

こと、及びそれに伴い税金を納めていないことが分かる。この点、〇〇氏が役場から税金を払わなくていいですと言われ、現在に至ったとの発言がある。

〇〇氏の有するガラス温室ハウスも、償却資産か家屋かといった論点があるものの、本件請求で問題としてきた単に賦課すべき固定資産税をその職務権限を適正に行使せず、公金の賦課徴収を怠っていたというような不作為的に課税を怠った問題だけではなく、町当局が固定資産課税に当たり、予算不足を理由として〇〇氏に対し違法かつ作為的に課税を免除していたことが分かる。

思うに、この町当局による予算不足による違法な免税措置は、〇〇氏だけではなく、他の未申告者にも同様に行っている可能性が高いと推察される。そしてこの既成事実により、以降、町当局は他の農業者に対しても負の公平性を維持するために、農業経営者全体へ償却資産課税が行えなくなっていたものと思われる。

つまり、町当局はこの事実を従前から認識しており、申告義務を把握しながらも課税を怠ってきたのではなく、町当局と申告義務者との従前の違法な取り決めによって、もはや課税をすることができなくなっていたのである。

3、町当局が本件請求後もなお事態是正につき消極的であり、自浄作用がないこと。

本件請求が提起された後に開催された令和3年第1回白子町議会定例会における、東海林議員の一般質問及びその当局答弁によると、今後の対応について、ホームページあるいは広報紙等による周知、啓発は行うとの明言はあるものの、職権による賦課については、令和2年第4回定例会に引き続き一度も明言がない。

町当局が議会答弁上一貫しているのは、償却資産課税は申告者の自主申告に依存しており、今後周知を図っていくとは言っているものの、周知のみであり、農業経営者に対して職権による賦課を行った、もしくは行う予定である事実は確認できないということである。

つまり、昨年12月から白子町議会において問題とされてきた固定資産税の賦課懈怠問題について、町当局による職務権限を行使した強制的な賦課といった自主的な課税懈怠問題の改善は期待できず、監査によりその実態を明らかにし、公正・公平な課税の実現のため改善を行う必要がある。

改めて監査委員に申し上げます。今回の請求は、公正・公平な課税を求めるものであり、決してそれ以外の目的を持ったものでないことについては十分に留意をお願いしたいと思います。

4、課税客体を認識してもなお、当局が課税を行わないことについて違法性があること。

神奈川県大磯町において掲示された固定資産税の賦課懈怠問題に関する住民訴訟では、大磯町が課税客体を認識しながら課税を怠ってきたことについて、横浜地裁、東京高裁ともに、みずからが持つ権限を行使すれば、課税漏れの状態を解消することはそれほど困難なことではなかった、と、町の行為が地方税法に違反しているとして賠償命令が出されている。

なお、この住民訴訟に先立ち提起された住民監査請求が、大磯町監査委員に却下されたことについて横浜地裁は、大磯町監査委員は原告の適正な、適法な請求を不適法に却下したとして監査結果の不当性を判示している。白子町監査委員におかれては、監査委員としての職責を認識し、住民訴訟において同様の指摘がなされぬよう、適法に監査を強く求めます。

5、今回提出した証拠により明らかとなった、町と納税者との間で交わされたいわば密約によって、町当局は、申告義務者へ課税を行うことができなくなったことが強く推察される。

当時の密約を反故にすることができないため、町当局は職権により賦課を行うことができ、かつその事実を認識しているにもかかわらず、あくまでも償却資産課税を申告書の自主申告などと称し作為的に賦課を行ってきたのである。

結論。よって監査委員におかれては、今回新たに発覚した町当局による違法行為を含め、当該事実の存否に関する監査を行い、厳正に監査を行うことを強く求める。

なお、町は本件請求と別に、白子町による組織的な違法課税免除問題であることが強く推察されることから、第三者委員会等により、本件の調査、公表すべき重大な問題であることを認識し、公正・公平な課税の実現に努めるべきである。

請求者。先ほどと同じ白子町住民[]。令和3年3月22日、白子町監査委員様。

ということで申し上げたのが骨子になります。

今回、この後、お手元にある陳述書2枚について、改めて非常に重要な内容を含んでおりますので、改めて陳述をいたします。

お手元資料の甲の第3号証陳述書。下に東海林東治氏の名前がある陳述書です。

読み上げます。1、私は、今回の固定資産税賦課懈怠問題について、以下のとおり陳述いたします。

2、[]産業課長との会話について。私は令和3年2月25日午後、白子町役場産業課において、令和3年第1回白子町議会定例会での一般質問に伴う白子町の農事組合法人の補助金等の交付状況についての調査のため、[]産業課長に会いに行きました。[]氏から農事組合法人には1号法人、2号法人といった種類があり、1号法人が建設した白子町のガラス温室ハウスの補助事業の内容が別紙のとおりであることを聞きました。

これは、次に添付している別紙ですね。恐らく先ほど私の話の中でご覧になった3つの法人、組合が列挙され、いわゆる事業費総額と町の補助金が記されております。

戻ります。

その際、今回の住民監査請求で問われることになった固定資産税の賦課懈怠問題についても〇〇氏に聞いたところ、〇〇氏は、私は産業課に来る前は税務課にいて、内容がよく把握しています。3法人の償却資産にかかわる固定資産税は課税していません。法人そのものは収益を上げていないため、現在も課税対象外の扱いをしていると思いますと答えました。

私はそれに対し、出資金等により区分して収益を分配しているはずで、1号法人だからといって固定資産税が免税になるのか。免税となるのなら、税法のどこに記載があるのか、収益によって課税対象を決めるのは間違いではないかと尋ねましたが、納得いく回答は得られませんでした。

3、以上のとおり、事実に間違いありません。令和3年3月22日。東海林東治氏の署名があります。

続きまして、お手元の甲第4号証陳述書。

これは、白子町住民の〇〇氏の陳述書を昨日、私が入手したところであります。

1、陳述書。

1、私は、今回の固定資産税賦課懈怠問題について以下のとおり陳述いたします。

2、〇〇氏前副町長との会話について、私は令和3年3月16日午前10時25分ごろ、中里にある〇〇邸宅において、妻である〇〇氏とともに〇〇副町長にお会いしました。

その際、この住民監査請求で問われている固定資産税の賦課懈怠問題について、私から〇〇氏に、〇〇の事業費について、建設費〇〇万円に対して補助率39%の補助金〇〇万円を受けて建設されたそうだと。過去に副町長として、また、税金徴収の責任者をしてきたあなたが、40年前から税金を払っていないということで、税を納めている人たちが許せないと騒いでいるが、事実かと尋ねました。

〇〇氏の回答は、事業の30%は国が、9%は町が補助金を出していた。当時、補助金の予算が〇〇万円足りないの、役場から税金を払わなくてよいですよと言われて現在に至ったといったものでした。

以上のとおり、事実に間違いありません。令和3年3月22日。〇〇氏のサインがあります。

おおよそ、まあ昨日提出した証拠資料の中核部分の陳述を申し上げましたが、今の陳述書

2つの中で明らかなのは、この[]氏の回答内容そのものが、参考につけている別紙、[]のいわゆる[]ですね、事業主体が[]氏そのもののこの組合の補助金[]万と非常に符合します。細かな端数は別にして、この[]氏の証言が、この町の記録されている補助金とも符合し、この証言、[]氏の証言が極めて高い蓋然性を持つ陳述であるという理解が可能であります。

今まででこれで30分経過なので、今回、開会のあと意見陳述ということで、全てを説明することは難しいのですが、前田監査委員におかれては、既に書面で十分にこの内容を承知いただいているものという前提で、今回の内容そのものについての陳述を申し上げました。

今から申し上げる内容は、この陳述に際して関連する内容なので、これは陳述をさしていただきたいので申し上げるのは、今回、住民監査請求に際しては、今年の3月、今月3月2日に行われた白子町議会の東海林議員と林町長並びに前当局者との会話が、私にとっては非常に重要な内容であるということから、順番を追って説明しますと、まずは、この住民監査請求書を出した後、監査委員事務局に対してこの公開を依頼しました。

これに対しては残念ながら、これは状況が変化しているので、順番追って改めて事実として申し上げるんですが、議会の議事録開示については、カイヒョウとすれば、全部読んでいるとちょっと時間がないので骨子だけ言いますと、私宛てのメールでの回答は、決定。録音テープの複製、調整前の会議録は公的なものではないので、住民や執行部からの交付請求に応ずる義務はないとあります。

この場合、録音テープと録音データの言葉の違いを論議するのは無意味です。本町のまず酒井議長に今回の照会に対し、録音データの取り扱いを確認したところ、上記の全国町村議会議長会の決定と同じ判断であるとの回答がありました。従って録音データの開示はできない旨回答します。なお、会議録が5月末から6月初旬にかけて調整される予定ですので、それまでお待ちくださいとあります。

これは、基本的にはこの開示については、事務局というよりは、議長に対する開示をするという白子町の規定に基づき、この後、私が開示請求を持ってきたわけです。ただそのときの経緯を改めて振り返りますと、白子町の情報公開の規定により、議事録の公開については議長名宛てが適切であるという理解のもとに、こちらに、議会事務局に私は持ってきましたが、何ら合理的な説明がないまま、これは総務課で受け付けるという話になり、総務課においていき、立ち会いのもと、立ち会いというのは、大矢事務局長と立ち会いのもと、2階の総務課の前で宛先の変更を要請されました。それは白子町町長宛てに書いてほしいというこ

とでありました。

そのときに、私は大矢氏及び総務課員に対して申し上げたのは、本来、町の規定であれば議長名であるべきだ。ただし、現実、受け取りをここで断られても困るという監査請求者のやむを得ない事情から、これについては議論されたいということを書いて、宛先を町長名に書き換えた経緯があります。

その後当然のことながら、これに対する回答は議長名で私宛てに開示されているので、通告されていますので、改めてこの点で申し上げますと、住民監査請求制度、これについては白子町は明らかに負であるという流れの中で、この住民請求を行っています。

さらに話を続けると、いわゆる開示をしないということについては、驚くべき内容の回答でありまして、それは直接お2人が見る立場にないので要旨だけ言いますと、酒井良信白子町議会議長名で私宛てに3月17日付け、いわゆる開示しない理由、白子町情報公開条例第7条第5号に該当ということで書いてますが、はっきり言って信じられない思いです。

これは、もともと議会は開かれたものであり、公開を前提とした議事録であります。それを、この議長の内容によれば、何だかわけのわからない、理由にもなっていない。何だかコメントのしようのない理由で、いわゆる行政文書不開示決定通知書がなされております。

その文中、白子町議会議長に対して審査請求をすることができます。異議があるときにですね。不服があった場合。これは言葉の遊びでしかないと理解しています。もう既に議長名で不開示を決めたにもかかわらず、また改めて白子町議長に対して請求できますという、回答そのものが極めて内容がない。論点のすり替えとも思える内容であり、これについては行政不服審査請求を予定しており、もしそれが行政不服審査請求にされれば、問われるのは酒井議長の見識であると強く考えております。これは本来公開すべきものであり、データの公開が、先ほど言ったように、通常な形であれば、5月末ですか、になるとかいうもので、もともと公開されるものに対してこのような理由で却下したということは、まさに白子町そのものの、一連の行政手続に大きな問題があるということを改めて事実確認をしたいと思えます。

あわせて、前田監査委員に対して申し述べたいのは、今回、質問として、代理人の選任あるいは傍聴について、その他メールでご覧になってると思いますが、回答を求めました。それに対する、その後の変化はあったやに聞いているんでそれを伺いたいですが、この質問、いわゆる、今回の陳述に際し、今日の陳述に際し、その内容をさらに詳細、正確に陳述するために、代理人にその一部を陳述させたい。意見陳述の代理人を立てるに際して、監査委員

に対する事前申請方法を御教示願いたいという質問に対して、これは3月11日、事務局、大矢氏の名前でのメールをそのまま言くと、代理人の選任は可能です。別添を参考に至急委任状を提出してください。なお、委任状受理後、監査委員との連絡等の一切は、代理人が対象となりますので御注意ください。地方自治法第242条の規定上、意見陳述の傍聴は要請されていません。

また、本町では、意見陳述に関する傍聴規定がなく、傍聴はできません。

今後、監査委員と協議の上、傍聴規定の制定について検討を進めます。

で、その他の項目ですね。いわゆる意見陳述の傍聴は可能か、その場合人数制限があるか、報道は入れるか等々についても同じような形での回答となっております。

改めて、今回の監査請求にまつわる背景を少し改めて知っていただきたいので申し上げます。今回請求に当たっては、もちろん私だけではなく関連する住民、これは1桁ではありません。2桁のかなり高い人といろんな議論を交わして、これでは公平性が担保できない。その〇〇さんが、監査請求によって公平な町の行政を目指しましょうという形で、今回陳述書は2件提出していますが、そのお2人だけじゃなくて、本当に白子町、このままでは大変なことになる。

それは、現状をただ単に批判するだけじゃなくて、白子町の未来あるいは子供たち、次の世代へ、やはり白子町をよくしていくために立ち上がらないわけにはいかないと。本当にもうせっぱ詰まった思い、正義を求める思いであります。

それとつけ加えて言えば、もう既に資料は提出しておりますが、議会でのやりとりをもって非常に残念だと思うのは、これは単に農業事業者に対してだけを限定とした違法性の追求、もちろん、今回のではそれに尽きます。ですが、関係する例えば観光業者の方々、当然いろんな意見を聞きに行きました。

その中でやはり共通の思いは、〇〇さん、これおかしくね。観光業であれば、コロナ含めて厳しい中でも固定資産税含めた納税義務を果たしている者からすると、何でこんなことになってんだというすさまじい怒り。それは決して感情的なものではなく、法的に担保された当然の徴税が懈怠されているという極めて高い蓋然性が議会でも放置されたまま、何ら進展もないまま、そのまま現状が続くそうであるという危機感。

それと、既にご承知だと思いますが、今回の陳述書、〇〇氏に関する陳述は、極めて驚くべきものであると承知しております。

まさに、今回5名を指名したのは、公職にある者、公職に立つ者は、高い意識と納税責任

を負う覚悟がなければなるべきでもないし、ですから恐らく可能性からすれば公務員に限らず、もっとこんな人がいるよという話は当然私も聞いておりますが、やはり襟を正すべきは、高い地位にあり、白子町の未来に対して真面目に取り組むことを前提とするこの5名の方々に対して、その実態を今回の監査請求を通して真実を知りたいということにつきます。

したがって、結論を先にありきで我々は思っておりません。議会を通して回答を得られない。やむなくこの住民監査請求を通して正義を貫こうという思いです。この点については十分ご理解をいただけるものと感じておりますので、これでおおよそ45分が過ぎましたので、進行上余り同じ話をする気はないんですが、改めて今回の陳述で申し上げたのは以上です。

それと、今回、大矢さんからメールと電話でいただいた中で、私も非常に積極的な対応を前田監査委員にとってもらったなという、ある意味では胸をなでおろした部分についてもあわせて述べたいと思うんですが、令和3年3月17日付け、前田監査委員の名前で私宛てに、先日の質問にお答えします。私の考えは、傍聴を拒否しようというものではなく、規定などルールが存在しない状態での傍聴に懸念があるということです。これは私も承知できる、極めて論理的な対応だと思ってます。先日の回答のとおり、現在事務局で意見陳述に関する規定を作成しており、今月中には決裁手続を完了し、告示期間を経て4月10日以降に運用開始になると思います。つきましては3月23日に予定している意見陳述の日程を延期し、4月12日の週のいずれかの日に変更することを提案します。具体的な日時については改めて調整ということでどうでしょうか。

この内容については極めて真摯な対応いただいているというふうに感謝を、本当に素直に感謝をしております。

ただこの内容について、大矢さん経由で聞かれてると思いますが、私はそのときに、予定どおり3月23日、まさに本日2時から開催してほしいと言った背景を改めて一部補足をさせていただきますと、これは事情として申し上げますと、一つは、白子町町民かなり住民監査請求というのは馬力が必要です。仕事をしながらこれだけの資料そろえるといったら、まあそれなりの労力をかける。その思いは白子町をよくしようという一点ですが、もう既に決まっている内容ですので、仕事のスケジュールも調整しているので、予定どおり開催してほしいということで今日に至ったと理解しています。

それともう一つ、前田監査委員に申し上げたい。個別の事情を今初めて申し上げるのですが、この内容については、4月10日というのは、確かに60日以内の回答ということからするとちょっと時間がないとはいえ前向きな提案だったんですが、私事まつわることで、私

は4月の7日に心臓病の手術を受けることが決まっております、おおよそ2週間入院ということがもう既にこの日にちが決まったというか、この連絡を受ける前に決まっております、手術ですんでリスクが全然ないわけでもないし、4月の7日から順調にいても退院は2週間後というふうに医師から言われているので、今回の提案を受けたときに、私の手術がなければ、4月10日以降いろんな規定が整った段階で行うというのも本当はそれもよかったのかもしれませんが、正直手術というのを控えているので、まず申請してから、お手元に届いたのは多分3月の1日、月曜だと思うので、それ以降今日は23日ですからおおよそ3週間ちょとたった時点で、今あるこの資料で前田監査委員に私の思いというか、私を含めた白子町住民の真摯な思いを是非聞いていただきたいということで、今回、予定どおりに開催されていますので、前田監査委員におかれては、手術はどうなるかも分からない現状ですが、これは広く白子町の問題意識を持つ住民の総意ということもありますので、もし規定が整った、4月10日以降ということのようですが、1つは、予定が確定しない段階で延ばすということに対する、ある意味では不信感に近い、それがずるずる伸びることはないとは思いますが、確定してる23日で今日やりたいという思いは十分に理解いただいていると思いますが、もしこの規定が整った時点で私が退院できずにいる状況であっても、追加資料等々寄せられています。ただ、今日間に合わなかったんで、今回この資料にとどめていますが、問題視する、もう多くの住民から、〇〇さんよう、頑張ってくれと、応援しますという声を受けてこの場に臨んでいるので、その人たちへの責任を果たす上でも、私がこの場に参加できなくても、陳述書あるいは新証拠の受け入れについてはぜひ特段のご理解をいただいて、真摯に60日以内にかかる問題提起について、監査委員の見解というか判断を強く期待するものです。

これでおおよそ開始後50分経ってしまいましたが、今の内容は本当に、今回の請求にまつわる具体的な内容、陳情書についての言及、それと最近の判例を含めて、住民監査請求制度にまつわる高い関心と大きな時代の流れの変化を十分に斟酌いただいて、感想をお願いしたいというふうに思います。

これで、当面、一通り意見陳述は終わりましたので、はい。

○前田監査委員 はい。ありがとうございました。

じゃ、これでちょっと質問させてもらってもいいですか。

○請求人 はい、いいですよ。

○前田監査委員 先ほど要するに公僕というか、さっき5名の方をその人たちをターゲットにしたと言ったら失礼けれども、それをメインにして、それでガラス温室をメインというこ

とで、という考え方でよろしいのでしょうか。

○請求人 それ、ええ、もうそれにつきますけど、この質問があるということはそれ以外に何か可能性があると……

○前田監査委員 いやいや違う、というより全部読み切れなかったから、結果的に表からいくと絶対的なイメージはとれたもんですから、ずっと細部にどんどんこうやっていくと、そのガラス温室、さっき言った法人、3法人でしたっけ、その法人の人たちが全部かかわっている人間だと思うんですけども、それが一応、今回のものであってってイメージでよろしいでしょうか。

○請求人 まああの監査委員、まあイメージでいいかと言われたらイメージの話なんでね、お互いに誤解があっちゃいけないんですが、改めて申し上げますと、そのイメージを担保するのはまさにこの文面に書かれている中の一つが5名、これは先ほど言ったように公職にいる方、あるいは公職にいた方を対象としてこの真実の解明を求めたいという、この書面に書いてあるとおりと御理解ください。

○前田監査委員 はい、分かりました。

何か。

○前田監査委員 ま、手術が大変なんでしょうけど、さっき代理人とかなんとかって話しているのは、今後はもしも受付はいくらでもやっていきますけれども、その場合に代理人に出すとかっていう時間的なあれはもうないですよ。

○前田監査委員 第2回目とかっていうか、そういう4月の何日でしたっけ、10日前後の週。

○事務局長 私が発言さしてもらうのもあれですけど、御事情が御事情ですのでその辺もありますが、先ほど請求人がおっしゃっていたのは、特段の御高配いただきたいというのは資料の提示についてということでしたよね。

○請求人 それはまさに今回のテーマで、大矢さんからあらかじめメールでもらってまして、意見陳述は当初の予定どおり23日に請求者、監査委員事務局で行う。23日の意見陳述の際、4月以降に、代理人や傍聴人を加えての意見陳述の開催について請求者から提案することもあり得るという部分について今ちょっと触れていただいたんで、改めて申し上げたいのは、60日という制限の中で、前田監査委員におかれては今回の書面、証拠、今日の陳述を含めてご判断いただくということなんですけど、もともとご承知のとおり、本来であれば白子町が、住民監査請求制度があつて、傍聴人、立会人等々の規定があれば速やかに、恐らく今日の開催、だって既に持ち込んだのが2月26日で、60日間以内という流れの中で今日3月23日なん

で、本来であればもっと規定が揃ってて、早く開催が本来は望ましいという前提から立てば、先ほど私の手術の個人的な事情は別にして、ここで、本来、今議論されているということで、前田監査委員としたら規定がない以上、混乱を招くというのは理解しました。

ただ、その方向性、今、総務課でもんでいるという内容に沿った運営というのが本来できたという前提に立てば、4月のしかるべき、ここで言っている10日以降ですか、規定ができた時点で、私そのとき手術の状況次第で車椅子で来るのかどうなのか、それこそパソコンにつないで、病室とここをつないで陳述するのかそれは分かりませんが、そういったことも含めて、いわゆるそういった制度のもとで陳述をしたいという思いは変わりません。

ですから、決して証拠提出だけという意味合いじゃなくて、先ほど申し上げたのは、僕は病院から退院できずに、で、どうしても証拠、新証拠が出てきたときにもう受け取れませんと今この時点で前田監査委員に言われると、これは確か異議申し立てをせざるおえないんですけど、その状況、だって規定を今もんでいる最中で明文化したものがない中で、私の体調不良の中で、はっきりしない中で、これは継続協議事項として真摯に住民監査請求を新しい制度のもとで、できる範囲で、前田監査委員が識見を発揮して進めるというふうにおっしゃっていただけるのであれば、今日これ以上議論しても、恐らく日程も決まらないしというような理解をしてるんですけれども、その点いかがでしょうか。

○前田監査委員　そうですね。分かりました、分かりました。先ほど言ったように要するにまだできてませんので、それができた段階で、その間もまあ時間的に4月の今度は最終的に、60日といったのは4月27日。

○請求人　そうです。

○前田監査委員　ですので、その間に何日かは絶対あると思うんですけども、そういう中でまた、もしもと言うことがある、陳述すべきことがあればまた。

○前田監査委員　もちろんできたということを報告するんですよ。

○事務局長　あ、もちろん、もちろん。

スケジュール的な話をすれば、本日素案の了解が取れているので、監査委員さんたちに内容説明をして、そのあと実際の告示の手続に入っていくという、そういう段取りになっています。

○請求人　で、その告示の段取りが、今のところ、仮定の話ですと4月10日ぐらいということですか。

○事務局長　そうですね。4月の第2週の。

○請求人 じゃ、12日の週ということですね。

○事務局長 12日の週だったら間違いなく開催が可能になると思います。

○請求人 そうですか。

そうしたら是非ですね、監査委員におかれては仮定の話ですけどね、 おおよそ12日の週には規定が公示というんですか、

○事務局長 はい、はい。

○請求人 されてるという前提で、ぜひこの週には何らかの形で、その規定に沿った形でこの意見陳述と証拠提出の場を、機会を与えてくれるように検討願いたいということで、検討はいただけるでしょうか。

○前田監査委員 はい。

○請求人 先ほど申し上げたように、前田監査委員は今回規定ということでご了承いただいたんで、それについては感謝申し上げますんですが、率直に言って今回、監査請求に当たっては、私に比較的政治関係者の知人が多くて、ま、だからどうなるという話ですけど、ご参考までに。

住民監査請求についてどのように見られるかというのは非常に重要なことだと思うんであえて申し上げますと、参議院議員のいわゆる政策担当秘書はもう学生時代から長い付き合いをしている人間で、その人間には仲がいいんで、今回住民監査請求を起こすことになって、一連の流れを言ったら、まず最初、あり得ないと言われてます。

あり得ないというのは規定もないし、今回の議事録の開示の内容からいったら、これ野中さん行政訴訟したらもう一発アウトで、議長もひっくり返ることになるよという話、これも事実だから申し上げます。

議員関係で言うと、私は防災関係はいろんな人脈があるんで、茂原市の複数の議員、いすみ町、いすみ市か、いすみ市の議員、それと長柄町の町会議員か、とはもう従来から防災、減災の話と一緒にプロジェクト進めてる関係で、今回住民監査請求するいうたら、どんな状況だという話に当然なりますよね。

実は皆さん一同に驚いています。驚いているというのは何もこの委員会を誹謗する意味じゃなくて、町の制度としてやっぱり白子町にメスを入れないと同じです。やっぱり将来大きな問題を抱えたまま、長続きはしないだろうという思いはやっぱり共通しています。

その中には、行政の方とかが、個人を特定する話はもちろん聞きたくもないでしょうし、申し上げるつもりもないんですけど、総じて私が意を強くしているのは、やっぱり時代が変

わってきているということ。

それはやっぱり公平・公正な社会で、議会ではやっぱり開かれた議会。議事録も当然スピーディーに開示され、当然行政の中では、議事録はもうインターネットでもう同時放映している行政というのは複数あります。

そういった中で、この近くの行政の住民監査請求制度をインターネットでいろいろ調べてみたところ、この近くで言えば茂原市の住民監査請求制度等についても、それはどんな制度も完璧ではないにしても、一つのスキーム、基本系があって、住民との会話の中で、運用面で変わっていくとかいうところがまあ大半だと思いますので、今回非常に、住民監査請求制度そのものが今整備中ということで待つしかないんですけど、やっぱりこういったところ、一事が万事という言葉であるように、例えば、これはちょっと耳が痛い話ですけどあえて苦言を申し上げると、今回昨日ね、白子町の追加資料を持ってきて、事務局での判ね。これがスタンプがないからと言われればそうなんでしょうけど、監査委員ご存じかどうか、昨日持ってきた追加資料の受領印がね。

受付、白子町議会第29号、令和3年3月22日、議会事務局。

でも本来、私の理解では、それは議事録の開示は議会事務局なんでしょうけど、本来、多分白子町監査委員事務局とあるべきところが判こもない状況。あるいは、大矢さんには申し訳ないんですけど、大矢さん窓口でメール送っていただくんですけど、いつもメールの下に入ってるのはまあ多分提携フォームで入力されてるんでしょうけど、議会事務局。

これは住民からすると、本当に、もう本当に仕事忙しい中、時間つくってそれなりの文章を書いているのに受け皿が、で、メールアドレスもね、これ別にそんなお金かかる話じゃないし、それも含めて規定見直されてると信じたいんですけど、メールも議会事務局でしょう。

事細かな一事が万事と申し上げて、苦言申し上げるんだけど、町の行政としてどうなのか。

もう一つ言えば、これは議会事務局に関係あるんで申し上げると、いわゆる開示請求した時かな。そのときは、総務課でね、結局判押してもらったんだけど、現実にお見せしますけど、日付はあるんだけど部署名は入ってない。白子町役場。あ、白子町役場かな。日付、で連番がない。

ということは変な言い方すれば、町の機能、組織、規定をあって持ってきてても町長名書き換えを求められるし、本来事務局で押すべきだったと思いますよ。だって議長名で返事が来てるんだから。

それは総務課にいつておかしいとその時に言っても合理的な説明がないのは、総務課に拉致されると申し上げない、申し上げませんが、私からすれば帰ってきてね気付かなかったけど判見たら番号もふってないし、総務課だから総務課でいいけど書いてない。

ことほどさように、ぜひ、前田委員におかれては、今回の一連の住民監査請求を通して、やはり問題意識を持ってる住民というものは皆様方が想像している以上に、やっぱり特に外部から、私も平成5年に横浜からこちらに参ったものですが、そういった人間からすると白子町のそういうもろもろの運営の仕方については、ある意味では非常に厳しい目で見られてということは十分にご承知おきいただきたいというふうにあえて、まあご理解いただけていると思いますけど。

○前田監査委員 ありがとうございます。

○請求人 事実を申し上げたほうがいいと思いますので、申し上げました。

○前田監査委員 はい、ありがとうございました。

そうですね、確かにまあ判子は。監査委員、監査の判子がないですね。

○請求人 でしょう。

○請求人 別にね、前田監査委員に含むところは全然ないし、真摯な判断を強く期待してますし、文書、多分、行政の幹部職員としての知見等、ご経験もあると思いますので是非、住民は、この件支持してますので、公平・公正なご判断を強く期待しております。

○前田監査委員 はい。じゃそれこそ1時間の予定でしたが、じゃ、何かほかにごありますか。

いいですか。

○請求人 特にありません。

○前田監査委員 はい。それではですね、ただいまをもちまして陳述の聴取を終了とさせていただきます。皆さんお疲れさまでございました。

○請求人 どうもありがとうございました。

○前田監査委員 どうもありがとうございました。

○前田監査委員 じゃ、手術の成功をお祈りします。

○請求人 ありがとうございます。